
京都議定書の締結に向けた国内制度に関する中間答申（案）

1. はじめに

1. 経緯

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つ。国際社会のこれまでの取組（気候変動枠組み条約、京都議定書、そしてCOP7）。

COP7の合意を受けて、政府は2002年の京都議定書締結に向けて本格的な準備を開始することを決定。

地球的規模での地球温暖化対策の実効性を確保するため、米国の建設的な対応を引き続き求めるとともに、開発途上国を含めた国際的ルールが構築されるよう、最大限の努力が必要。

第2約束期間も見据えた取組も視野。

2. 国内対策の基本的考え方

(1) 京都議定書の特徴

京都議定書の義務は2008年から2012年までの5年間

国内対策の内容は各国の裁量

京都メカニズムの活用等の費用対効果の高い対策の実施

(2) 我が国の国内対策の留意点

ライフスタイルの変革

技術革新を通じた経済社会活動の変革

経済界の創意工夫を活かした経済活性化にもつなげる制度

(3) ステップ・バイ・ステップのアプローチ

2002年から2004年までの第1ステップ、2005年から200

7年までの第2ステップ、2008年から2012年までの第1約束期間の3ステップ。

(中間取りまとめは、6%削減のポリシーミックスのメニューを整理。第1ステップまたは第2ステップの対策の見直しにおける検討対象となりうる施策群。)

第2約束期間以降をも視野に入れた長期的な戦略。

3. 京都議定書の目標を達成する対策・施策の全体像を明らかにする「計画」の策定・評価・見直し

(1) 計画に盛り込む事項

排出削減対策・吸収源対策等の目標量

個々の対策の導入目標量、削減・吸収見込み量、対策を促進する国等の施策

(例：低公害車 年に 万台、削減見込み量 万トン、
国は の措置を講ずる。)

施策の工程表等

(2) 2005年・2007年における計画の評価・見直し

計画は、2005年・2007年に評価・見直しすることとし、次の3種類のデータ等を解析し、計画に盛り込まれた施策の効果・実績等を評価。評価の結果、必要に応じて計画を改定。

- ・インベントリ・データの収集・解析

各種のマクロ統計を改善・活用し、インベントリ・データを迅速に収集・解析。

- ・対策導入量データの収集・解析

各種調査等を活用して、計画策定時に想定された対策導入量(全国での普及率、台数等)の実績データを収集し、対策ごとの進捗状況を解析。

- ・社会経済活動量予測の評価・解析

計画策定時に予測した社会経済活動量(人口、世帯数、輸送量等)の実績を評価・解析。

4. 地方公共団体の対策の推進

地球温暖化対策を推進する上で、地方公共団体も重要な役割。国の計画を踏まえ、地方公共団体においても計画を策定し、地域における自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策を計画的に推進することが適当。

地元中小企業などの自主的取組の支援、家庭における取組の推進等。

5. 日常生活・事業活動におけるステップごとの対策・施策

(1) 地球温暖化防止対策に関する国民各界各層の理解と行動を求める活動の展開

京都議定書の発効に伴い、日本が果たすべき目標の達成に向けて、価値感の変革を含め、国民各界各層の理解と行動を求める教育・普及活動を、既存の教育、普及啓発活動の仕組みをも最大限活用しつつ、政府及び各界各層一体となって強力かつ継続的に推進。

(2) 日常生活（自動車の運行等を含む。）における取組

ア 第1ステップ

(ア) 取組を促進・支援する新たな基盤づくり

地球温暖化国民運動の全国的展開

京都議定書の発効予定の2002年から地球温暖化防止の国民運動を強力に展開。

- ・ 需要側・供給側の協同による効率的製品の普及等
- ・ 製品の使用段階での冷暖房温度の適正設定等の行動

地域レベルでの取組

都道府県温暖化防止活動推進センターの指定要件拡充

都道府県センターの指定要件について、多くの府県からの要望にも応えて、現行の民法法人の他に、特定非営利活動法人（NPO法人）を指定対象法人に加えることにより、都道府県センターの活動の輪を広げ、日常生活における取組を強化。

市町村に「温暖化防止協議会」の設置

基礎自治体である市町村において、日常生活に関する取組が本格化していくことが必要。このため、市町村は、地元の工務店、電気・ガス製品等販売店、信用組合なども参加した「協議会」を設置できることとし、地域に密着した具体的な対策事業、実践活動を推進。また、地域ごとの多様性ある取組の経験交流を推進。

各家庭等における取組の促進・支援

「温暖化対策診断」事業の実施

家庭、レストラン、小規模店舗等において、専門家が、建物断熱・二重窓、太陽熱利用、照明・厨房・冷暖房・給湯機器等の性能等を経済性評価を含めて診断し、より温室効果ガスの排出が少ない方法をきめ細かくアドバイスする事業を展開。

家庭等における排出量の把握促進

個々の家庭等における取組に当たっては、自ら簡易な方法で温室効果ガスの排出量を把握できることが重要。このため、電力・ガス、ガソリン等の代金の領収書等に温室効果ガスの排出量を記載する等によりデータを提供。また、家電製品等日常生活で利用する温室効果ガスを排出する機器について、ライフサイクルでの温室効果ガスの排出量に関するデータの公表・提供。

(イ) 日常生活における具体的取組の推進

メーカー等供給側の対策

- (例)・電気製品等のトップランナー基準適合製品の普及促進、同基準対象品目の拡充
- ・住宅・建築物断熱性次世代基準の普及促進
 - ・自然エネルギーからの電力の新たな市場拡大措置
 - ・低公害車1000万台の普及前倒し・燃費基準の前倒し達成
 - ・乗用車へのアイドリングストップ装置普及
 - ・グリーン電力の普及

上記ア(ア)の新たな基盤などを活用した需要側の取組

- (例)・基準適合製品への買換促進
- ・既築住宅等の断熱化・複層ガラス化の促進
 - ・太陽熱温水器・バイオマス等の自然エネルギー、屋上緑化等の普及促進
 - ・エコドライブ、冷暖房温度の適正設定等の行動の促進

イ 第2ステップ

排出量・実施状況等を評価し、必要に応じて新たな基盤・対策を導入

基盤(例)：製品の温室効果ガスのライフサイクル・アセスメント
情報提供制度

対策(例)：乗用車の大型化対策、断熱性能強化策

(3) 事業活動(自動車の運行等を含む。また、事業者としての国・自治体の活動を含む。)における取組

ア 第1ステップの取組

(ア) 事業者としての国・地方公共団体の取組

実行計画を通じた対策推進

温暖化対策推進法に基づく国・都道府県・市町村の事務・事業に関する実行計画の策定、実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）の公表等を通じた取組を強力に推進。特に、公共交通・廃棄物事業・エネルギー事業などの事業における対策が重要。

グリーン購入法の拡充・強化

（イ）事業者の自主的取組の拡充

経団連自主行動計画の参加業種の拡充

中小事業者の自主取組の促進（地方公共団体等による支援）

（ウ）経団連自主行動計画等事業者の自主的取組の透明性・客観性等を高めるための基盤づくり

温室効果ガスの排出量の事業者による把握・公表

事業活動に係る排出量（総量又は原単位）を把握・公表する仕組みを整備することにより、自主的な取組の透明性、客観性を高め、事業者の取組を促進。

自主取組の第三者評価の仕組み

温暖化対策推進法第9条（計画策定の努力義務）に基づき自主的に計画策定等を行っている事業者が、任意にその計画・排出量について第三者の評価を受けることができる仕組み。

（エ）技術対策の導入促進

- （例） ・ 高効率工業炉等の普及促進
- ・ 大型貨物自動車に対する速度抑制装置の装備義務づけ

イ 第2ステップ

排出量・対策導入量等を評価し、必要に応じて事業活動に関する

新たな基盤等を整備

(例)・実行計画策定、政府との間の協定

6. インフラ整備等による脱温暖化社会の形成

都市・地域基盤整備の推進

(例)・都市緑化、水面拡大等の推進
・都市廃熱等による地域の熱供給システムの導入

交通体系のグリーン化

(例)・内航海運の競争力強化などによるモーダルシフトの推進
・バス・路面電車等の整備

7. 森林吸収源対策

必要な吸収量を確保するための森林の整備・保全等に関する措置の強化

木材の有効利用、木質バイオマスの利用促進等

8. 京都メカニズム

クリーン開発メカニズム(CDM)・共同実施(JI)について、クレジットの登録、事業の承認等について、我が国において当面必要な仕組みを構築。

また、2008年からは、国際排出量取引制度も含めた京都メカニズムを活用するための仕組みを構築。

9 . 経済的手法

温暖化対策税

温暖化対策税制は、京都議定書の締結に必須ではないが、市場メカニズムを通じた効率的な取組を促すものであり、我が国の実情にあった具体的な制度面の検討を専門委員会で引き続き実施。

排出量取引

排出量取引制度は、市場メカニズムを通じた効率的な取組を促すものであり、また、諸外国でその取組に向けた動きがあることを踏まえ、第1ステップにおいては自主的な取引の実施に努め、第2ステップにおいては、必要に応じ排出量取引制度の検討。

10 . 技術開発の促進

京都議定書の第1約束期間(2008年～2012年)における6%削減目標達成のため、現在の技術水準を超えた技術開発を強力に推進。また、地球温暖化対策は、第1約束期間後も長期的・継続的に取り組んで行くべき課題であり、既存の地球温暖化対策技術の普及・導入の促進とともに、革新的な技術の研究開発を一層強化。

11 . 調査研究の推進

地球温暖化現象の解明、影響等の予測等に関する研究の推進とともに、地球規模の環境変化を正確に観測・監視するため、総合的な地球観測体制を整備・強化。